

9 成長戦略の実現に向けた特区制度等の充実

提出先 内閣官房、内閣府

【提案項目】

- 1 健康・医療戦略等の関連施策との連携強化
- 2 国家戦略特区等におけるプロジェクト推進の加速化
- 3 総合特区推進調整費の柔軟な運用

【提案内容】

項目1 国の健康・医療戦略等の関連施策の推進にあたっては、地方自治体の先進的な取組などと連携を図るとともに、そうした取組に対する財政支援などを行うこと。

項目2 国・地方・民間が一体となって取り組むべき国家戦略特区、及び総合特区のプロジェクトを推進するため、民間の取組を加速する規制の特例措置や財政上の支援措置等を講じること。

項目3 総合特区推進調整費について、関係府省予算における対応が困難な場合には、指定地域に直接交付する制度を創設すること。
また、事業者の利便性の向上を図るため、複数年利用を可能とすること。

【提案理由】

本県では、超高齢社会を乗り越えるため、「最先端医療・最新技術の追求」と「未病を治す」という2つのアプローチを融合させ、県民の健康寿命の延伸や新たな市場、産業を創出する「ヘルスケア・ニューフロンティア」に取り組んでいる。本県ではこうした再生医療などの産業化や未病産業の創出、ヘルスケアICTの推進などによる「健康・未病産業や最先端医療関連産業」の創出に取り組んでいるが、これらの取組を加速させるため、国の「健康・医療戦略」に基づく創薬支援、医療ICT基盤整備、ヘルスケア産業創出などの施策と連携させた財政支援やプロジェクトの共同推進などの支援が必要である。

また、「国家戦略特区」等3つの特区を活用し、医療分野におけるイノベーションの創出を担う国際的な医療人材を育成する医学部等の新設、手術支援ロボットといった医療用ロボットの保険適用対象の範囲の拡大を図ることなど、より積極的な規制の特例措置や財政上の支援措置等を実現する必要がある。

さらに、総合特区において、関係府省の予算制度を機動的に補完し、効果的に財政上の支援措置を行うためには、総合特区推進調整費を指定された特区へ直接交付する制度の創設が必要である。加えて、平成27年1月に、調整費の使途基準が変更され、支援期間が上限3年から初年度のみと短縮されたが、継続的な事業を支援するためには、複数年でも活用できるような柔軟な対応が必要である。

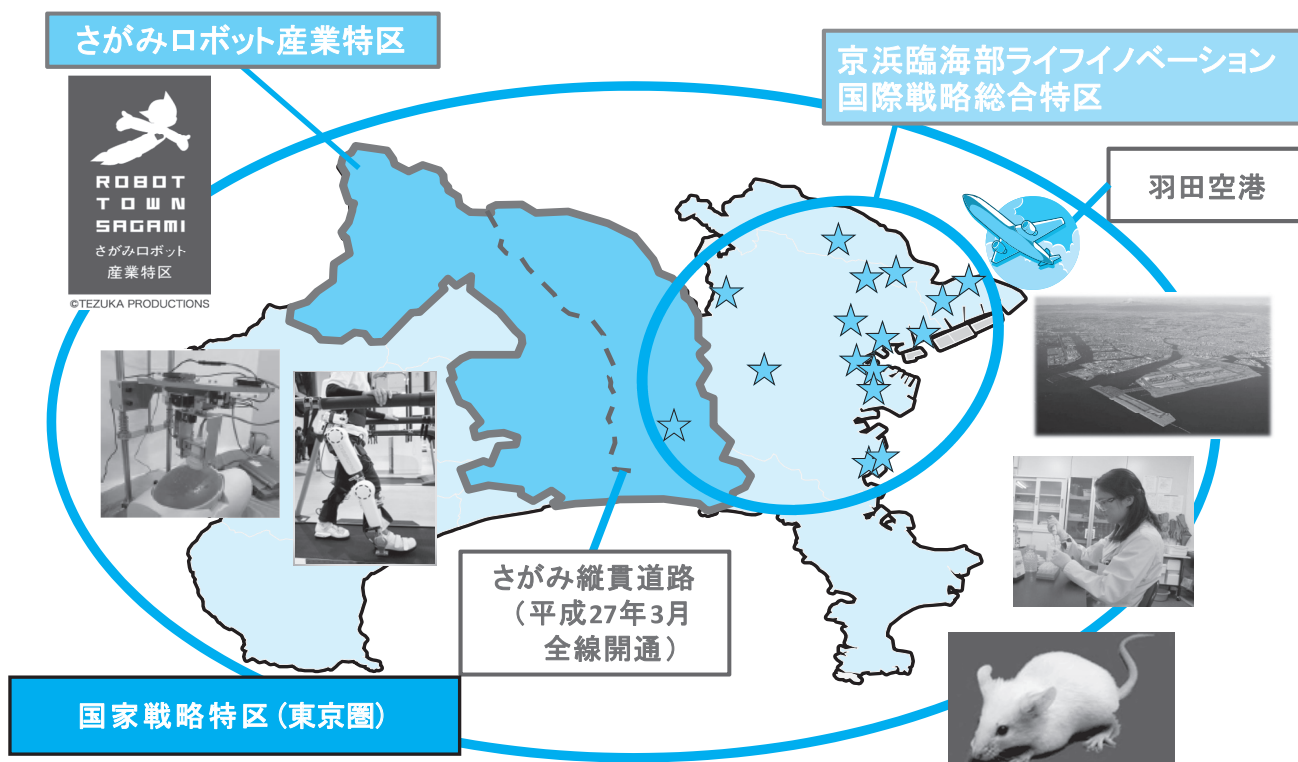
【本県での取組状況等】

平成23年12月に、横浜市及び川崎市と共同で「京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区」、平成25年2月には、「さがみロボット産業特区」の指定を受けた。

指定後は、「総合特別区域計画」の認定を受け、規制の特例、税制・財政などの支援措置が行われるとともに、事業の熟度が高まった拠点などについて区域拡大の指定を受けた。

平成25年9月には、横浜市及び川崎市と共同で国家戦略特区の提案を行い、平成26年5月に、内閣総理大臣から神奈川県全域が東京圏の区域として指定を受け、同年12月には区域計画の認定を受けた。

また、平成26年10月以降に開催された「東京圏国家戦略特別区域会議」では、新たな規制改革項目の提案を行った。



国家戦略特区 (東京圏)	
【目標】	2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に入れ、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出
京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区	
【目標】	個別化・予防医療時代に対応したグローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出
さがみロボット産業特区	
【目標】	生活支援ロボットの実用化を通じた地域の安全・安心の実現

(神奈川県担当課：ヘルスケア・ニューフロンティア推進局、産業労働局産業振興課)